

『日本外交文書』概要

「占領期」（全三巻）

『日本外交文書』では、昭和二〇（一九四五）～五二（一九七七）年の占領期について、既に「サンフランシスコ平和条約」全三巻を刊行している。そのため今般刊行の「占領期」では、平和条約関連を除く、当該期の諸問題に関する主要な文書を三巻に分けて事項ごとに収録することとし、平成二九年一月に第一巻と第二巻を、平成三〇年二月に第三巻を刊行した。

「占領期」全三巻の採録文書数は計八七二文書、本文二二六四頁、日付索引を含めた総ページ数は二五二七頁である。本巻の刊行により『日本外交文書』の通算刊行冊数は二一九冊となった。

一、本巻の構成

本巻の掲載事項（目次）は次のとおり。

一 占領政策への対応

1 降伏文書調印と初期占領政策への対応（昭和20年9月～10月）

- 2 民主化・非軍事化政策への対応（昭和20年10月～21年5月）
- 3 経済諸施策への対応（昭和21年5月～24年4月）
- 4 制限緩和に向けた対応（昭和24年5月～27年4月）

（以上、第一巻）

二 外交権の停止

三 日本国憲法の制定

四 中間賠償

- 1 対象施設の決定と撤去に向けた対応
- 2 賠償の緩和から中止までの対応

五 「マッカーサー・ライン」をめぐる漁業問題

六 極東国際軍事裁判開廷までの対応

日本外交文書 占領期 第一巻～第二巻 日付索引

（以上、第二巻）

七 邦人の引揚げ問題

- 1 一般問題
- 2 ソ連軍占領地域
- 3 中国
- 4 南方地域

日本外交文書 占領期 第一卷～第三卷 日付索引

（以上、第三巻）

二、本巻の概要

一 占領政策への対応

本項目では、GHQからの指令を中心に、日本側と連合国側要人との会談記録や、日本の対処方針など、GHQ占領政策の具体的な内容と、それに対する日本側の対応ぶりを示す関係文書を採録している。なお、本項目は時系列による四つの時期区分（小項目）を設定して関係文書を採録している。

1 降伏文書調印と初期占領政策への対応（昭和20年9月～10月）

本小項目は、昭和二〇年九月二日調印の降伏文書と、同時に手交された指令第一号（一般命令第一号）から始まる。指令第一号は主として軍の降伏・武装解除等を指示したものであるが、日本政府は統帥関係以外の事項についても、行政上の措置によって目的達成に努めることを閣議了解で決定した（九月二日）。

また、九月二日の夕方には、いわゆる三布告が手交された。同布告第一号が直接軍政の方針を示したため、翌九月三日、重光外相はマッカーサー司令官と会談して三布告の中止を申し入れ、何とか直接統治の危機を回避した。

指令第一号と第二号（九月三日手交）は、日本の降伏によって生じた各種の軍事事項に関する命令であるが、指令第三号（九月二二日手交）は日本経済を管理する基本原則で、経済統制・生産・輸出入などに関する基本的な基準を示していた。以後、日本経済はこの指令第三号とその後に出された個別具体的な指令によって非軍事化・民主化の方向へ進んでいくこととなった。

九月二七日には、昭和天皇とマッカーサー司令官との会談が実現した。マッカーサーは、日本再建の途は困難と苦痛に満ちていると思うが、日本が戦争を継続することによって被るべき惨害に比べれば何でもない」と述べ、昭和天皇の終戦の決断を英断であったと評した。昭和天皇は、自身も日本国民も敗戦の事実を十分認識しており、今後は平和の基礎の上に新日本を建設するため、自分としてもできる限りの力を尽くしたいと述べた。

本小項目では、このほか、大本営廃止の指令（九月一〇日）、新聞・放送の検閲方針に関する指令（九月一〇日）、プレスコードに関する指令（九月一九日）、ラジオコードに関する指令（九月二二日）、金・銀等の輸出入統制に関する指令（九月二二日）、金融取引統制に関する指令（九月二二日）などを採録している。

(採録文書数58文書)

2 民主化・非軍事化政策への対応(昭和20年10月～21年5月)

本小項目は、昭和二〇年一〇月四日発出の政治的民事的および宗教的自由に対する制限撤廃に関する指令から始まる。同指令は言論の自由や政治犯の釈放とともに、治安維持法などの廃止、特高警察の解体、山崎内相をはじめ多数の警察関係者の罷免・解雇を求めた。この指令に衝撃を受けた東久邇宮内閣は総辞職し、幣原内閣が成立した(一〇月九日)。外務省では「自主的即決的施策の緊急樹立に関する件」という文書が作成され、「対米相互信頼感ヲ鞏化シツツ我方ノ自主的發意ニ依リ日本ノ変革更生ヲ具體的ニ実現スルコト焦眉ノ急務ナリ」との認識が示された(一〇月九日)。

一〇月一日に幣原首相と会談したマッカーサーは、憲法改正の必要を示唆するとともに、五大改革指令(婦人参政権の付与、労働組合の育成、教育の民主化、経済機構の民主化、秘密機構の廃止)を伝えた。GHQはその後、金融および企業の解体整理に関する指令(一〇月二〇日)、日本教育制度の管理に関する指令(一〇月二二日)、農地改革プログラム提出に関する指令(一二月九日)、神道の国家管理廃止に関する指令(一二月一五日)、修身・歴史・地理の教科停止に関する指令(一二月三二日)などを矢継ぎ早に発出し、民主化・非軍事化政策を推し進めた。

二一年一月一日には、昭和天皇の詔書が發布された。そこには「朕

ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ」とあり、マッカーサーは詔書を評価する旨の声明を出した。

一月四日には、極端な国家主義団体の解散に関する指令と公職追放に関する指令が出された。同年四月の総選挙により自由党が第一党となると、同党の鳩山一郎に大命が降下するはずであったが、五月三日、鳩山に公職追放令が適用されたため、幣原の後継首相には吉田茂が就任することとなった(五月一六日)。

本小項目では、このほか、日本政府の行政権が停止する区域を定めた、若干の外郭地域の日本からの政治上および行政上の分離に関する指令(一月二九日)をはじめ、政府借入金および歳出削減に関する指令(二月二二日)、交易営団等の解散に関する指令(三月一四日)、貿易庁設置に関する指令(四月三日)や、経済問題・食糧問題に関する日本側と総司令部側との会談記録などを採録している。

(採録文書数92文書)

3 経済諸施策への対応(昭和21年5月～24年4月)

本小項目は、経済安定本部の設置を承認する旨のGHQ覚書(昭和二一年五月一七日)から始まる。同覚書に基づき、八月二二日には経済安定本部が設置され、物資需給計画の総合調整、監督および推進がなさ

れることとなった。

一方で、民主化施策の一つとして推進された労働運動が、インフレと食糧事情の逼迫から先鋭化すると、マッカーサーは大衆による示威運動および無秩序な行動に対する警告の声明を発し（五月二〇日）、共産主義への反対を表明した。この頃から米国は、日本への経済的救済に積極的となり、食糧、肥料、医薬品などの供給を行うようになった。

吉田首相はGHQに対し八月三〇日、賠償のための産業設備撤去や戦時補償の打ち切りを理由とする失業の深刻な状況を訴え、その解決策は平和産業の復活以外にないと説き、産業復興に資するため、ゴム、棉花、木材など基礎資材の輸入拡大が急務であると要望した。しかし、米国側の対応としては、二二年二月のストライク調査団派遣などによって対日賠償の緩和は図られたものの、貿易制限を緩和し、日本経済の自立化を目指す方向に政策を転換するまでには、さらなる時間が必要であった。

政策転換の契機のひとつとなったのは、昭和二年一月六日に行われたロイヤル陸軍長官の演説である。ロイヤルは日本を極東における全体主義戦争の脅威に対する防壁とするため、経済的に自立・安定させる必要があると説いた。極東委員会のマッコイ議長も対日経済援助の方針を明らかにした（一月二二日）。これに伴って貿易制限の緩和が進み、五月二八日には貿易庁と外国商社等との間の直接交渉の許可に関する指令が、八月九日には輸出手続きの簡素化に関する指令が発出された。

他方、日本経済の自立のためには財政の健全化が求められ、七月一五日、米国から経済十原則が提示された。さらに一二月には経済九原則と経済安定計画が示された。これにより単一為替レートの早期設定を梃子として日本経済の安定を図り、インフレを一挙に収束させる方針が明確にされた。昭和二四年二月に来日したドッジ経済顧問は、日本経済の安定を最優先課題とし、強力なインフレ収束策を打ち出した。また四月二三日には、単一為替レートの設定に関する指令が出された。

本小項目では、このほか、農地改革の促進に関する指令（二三年二月四日）、ヤミ物資問題の解決を図った、重要物資明細書の作成に関する指令（二三年二月二二日）と、それに対する日本政府の対応ぶり、ガリオア・エロア輸入物資に伴う見返資金の特別会計を日本銀行内に設定するよう命じた指令（二四年四月一日）などを採録している。

（採録文書数79文書）

4 制限緩和に向けた対応（昭和24年5月～27年4月）

本小項目は、昭和二四年五月二五日に外務省総務局が作成した文書「対日管理緩和に関する米国の提案について」から始まる。同文書は、米国政府が対日管理を緩和し、外交と通商政策の面で自由を与える旨の勧告を発表したとの外電報道を受け、本件につきGHQ外交部から聴取した内容をまとめたものである。その際、GHQ側は、領事官的な代表者と貿易官の在外への派遣につき、派遣場所・人数・費用概算を通報してほしいと日本側に非公式な照会を行った。その後、日米間

で協議の結果、翌二五年二月九日、米国に在外事務所設置を許可する旨の指令が発出され、先ずニューヨーク、サンフランシスコ、ロサンゼルス、ホノルルに在外事務所が設置され、以降、米国以外へも漸次設置されることとなった。

また二五年二月二六日の総司令部発表で、国際会議またはこれに関連する国際協定に対するわが国の参加が認められた。これは相手国が日本の参加を認めることが前提条件となり、会議や協定が「専門的」なものであつて、政治的な内容は含まない点で制限的なものではあつたが、外交機能の回復に一定の進展が見られた。さらに二六年二月一日には、各国が連合国最高司令官に対して派遣した在日外交代表との直接連絡を日本政府に許可する旨の指令が発出され、英・仏・中など二〇か国の代表との直接折衝が可能となった。

一方、不振に陥っていた対外貿易については、二四年秋に米商務省のフリールを団長とする使節団などが来日し、振興策を検討した結果、対外貿易を民間に移して手続きを簡素化し、銀行事務を日本側銀行に移して外国為替の集中を図り、フロア・プライス（輸出最低価格）制を撤廃するなど、次々と具体策が実施された。これによって、二四年一〇月二一日には民間輸入に関する指令が、同年十二月一日には自由輸出貿易の許可に関する指令が出され、民間貿易の正常化が進んだ。また、邦人の海外渡航手続きについても、二五年一月五日の指令で、海外渡航申請の受理事務が日本政府に移管され、さらに二六年六月二日の指令で日本政府に旅券発給権限が与えられた。そして平和条約調

印後の二六年一月二六日には、海外渡航許可権の日本側への移譲に関する指令が発出された。

本小項目では、このほか、地方軍政部の廃止をめぐる関係文書や、二五年六月六日付の吉田総理宛マッカーサー書簡（日本共産党の中央委員全員の公職追放指令、いわゆる「レッド・パージ」）、二五年七月八日付の吉田総理宛マッカーサー書簡（朝鮮戦争の勃発に伴い、警察予備隊設置・海上保安庁増強を要請）、二六年二月五日の若干の外郭地域の日本からの政治上および行政上の分離に関する指令の一部改正についての覚書（日本の行政権が及ぶ範囲を北緯三〇度から二九度へ拡大）などを採録している。

（採録文書数78文書）

二 外交権の停止

日本政府は終戦後も中立国（スイス、スウェーデン、ポルトガル、バチカン、アフガニスタン、アイルランド）との外交・領事関係は維持されるものと考えていた。しかし、昭和二〇年一〇月二五日の指令で、在中立国日本公館の財産・文書の連合国への引渡しと、外交官の退去を命じられ、次いで一一月四日の指令によって、日本国と中立国との外交関係を停止するよう命じられた。この指令について日本側はGHQに説明を求めたが、GHQの回答は、現在の日本に対する軍事占領ならびに最高司令官の権限と相容れないので、中立国政府の意向にかかわらず、外交関係を停止すべしという一方的なものであった

(二月一日)。日本側はやむなく本件指令を実施するよう、関係公館へ訓令した。

また、二月一日の指令で、日本政府は外国に駐在する日本側の外交官・領事官とのあらゆる通信連絡を禁止された。こうして日本の外交機能は全面的に停止し、外国との交渉はすべてGHQを通じて行うか、またはGHQが日本に代わって行うこととなった。

本項目では、在中立国公館の対応ぶりを含め、これら関係文書を採録している。

(採録文書数50文書)

三 日本国憲法の制定

昭和二年一月四日、マッカーサーは近衛国務相に憲法改正の必要を示唆し、さらに一月一日には幣原首相にも同様の見解を示した。これを受けて幣原内閣では、松本国務相を主任として憲法改正の研究を進めた。一方、外務省内でも憲法改正の検討が進められていたが、一月一日付で「憲法改正大綱案」と「帝国憲法改正問題試案」が作成された。

松本国務相を中心に進められた研究のうち、「憲法改正要綱」を英訳した「Gist of the revision of the constitution (憲法改正松本案)」が、翌二年二月八日にGHQへ提出された。ホイットニー民政局長は二月三日、松本・吉田両大臣に対し、「松本案」を全く受諾できないと述べた上で、持参したGHQ側の憲法草案を提示して、天皇制擁

護との関連性をほのめかしつつ、同案の内容・形式を押し付けるものではないが、日本国民の要望に合致するものと信じると述べた。

松本は二月八日、「憲法改正案説明補充」を提出して、日本の国情や民情に即した改正の必要性を訴えたが、GHQ側はこれに応じず、GHQ草案の原則を承認するかどうか、早急に回答するよう求めた。日本側は二月二二日、GHQ草案を変更せずに日本式の字句表現を用いた草案を起草することを閣議決定し、作成した改正案(三月二日案)を三月四日にGHQに手交し、四日から五日にかけて双方で逐条審議を重ねた。その結果、「憲法改正草案要綱」が作成され、三月六日に発表された。

その後、日本側では「憲法改正草案要綱」の条文化作業を進めたが、その過程で条文の修正や解釈をめぐってGHQと協議を行い(四月二―十五日)、調整の結果、四月一七日に日本政府は新憲法草案(「四月一七日案」)を発表した。この新憲法草案は枢密院の審査を経て、六月二五日、衆議院本会議に上程された。GHQは金森国務相の「国体に変化なし」という衆議院での答弁は極東委員会の誤解を生むとして、七月一七日、「主権在民」を条文に明記するよう求め、数次の会談の末、前文と第一条に「主権在民」を示す文言が加えられた。その後、衆貴両院での条文修正を経て、日本国憲法は一月三日に公布された。

本項目では、日本国憲法制定に至るGHQとの折衝経緯を示す関係文書を採録している。

(採録文書数43文書)

四 中間賠償

占領期における対日賠償は、ポツダム宣言第一項に示された実物賠償主義に基づき、平和経済の維持に要する産業は残しつつ、生産設備を撤去して戦争遂行能力を削ぎ、撤去した設備をアジア諸国に移設して生活水準の向上を図るという方式がとられた。本項目では、ポレー使節団の来日を中心とする対象施設決定に至るまでの経緯と、米国の対日政策の変化等に伴って賠償対象が緩和され、最終的に中止されるまでの経緯につき、二つの小項目を設定して関係文書を採録している。

1 対象施設の決定と撤去に向けた対応

昭和二〇年十一月、賠償問題研究のため、対独賠償委員会米国代表であったポレーを首席とする特別使節団が日本に派遣された。日本側は同使節団との接触に努め、賠償が短期であり複数回にわたらないこと、最低程度の民需を満たすための施設維持が認められることなどを確認した。一二月七日、ポレーは中間報告を発表し、撤去すべき産業の枠組みを示した。日本側は日本経済に大きな打撃を与える内容であるとして改善を要望したが、軍需産業に転用可能な部門については、日本側要請を全く受けつけない厳しい態度が示された。日本側は賠償能力に関する調書を提出して日本側の限界を示す一方で、賠償協議会を設立して賠償実施に備えた。

二一年一月のGHQ指令に基づき、各産業部門において賠償対象の予定物件が管理下に置かれ、五月一二日の極東委員会声明を皮切りに、一部門にわたる賠償対象施設が順次決定されていった。二一年一月に提出されたポレーの最終報告は、日本産業にとって基礎産業の縮小による輸入拡大、輸出能力の削減、雇用環境の悪化などが予見される、極めて憂慮すべき内容であった。また賠償の基準となる日本国民の生活水準については、二二年一月、極東委員会が「一九三〇～三四年の水準」を許可すると声明した。

本項目では、このような賠償対象施設の決定に至る経緯と日本側の対応を示す関係文書を採録している。

(採録文書数59文書)

2 賠償の緩和から中止までの対応

昭和二二年四月三日、極東委員会米国代表のマッコイ少将は、中国・フィリピン・オランダ・イギリスの割り当てについて即時取り立てを実施すると声明した。これを受けてGHQは、日本の賠償能力の三割に当たる施設を移設するとの方針を示し、同年一二月一日付の指令で施設撤去が開始された。

他方、米国陸軍省の委嘱によってストライク調査団が二二年二月に来日し、ポレー案を含む従来の取り立て案と日本経済の現状との比較研究を始めた。同年八月に再来日したストライク調査団は翌二三年二月、日本経済の自主再建を重視した報告書を提出し、軍需施設を除

き、有効活用が可能な施設は撤去すべきではないと勧告した。二三年三月にはドレーパー米国陸軍次官とともにジョンストン調査団が来日し、翌四月、日本経済の早急な自立を勧告する報告書が提出された。日本政府は、賠償関係がストライク報告よりも大幅に緩和された同報告を支持し、同報告こそ日本経済の非軍事化・再建・自立と東亜経済の安定を合理的に満足させる案であるとの覚書をロイヤル米国外務長官に提出した（二四年二月）。

やがて二四年五月一二日、極東委員会のマッコイ少将は、今後一切の賠償撤去を終止し、賠償指定施設の平和産業への転用を提案する声明を発表した。これに対し、極東委員会内には中国やフィリピンからの反対があったが、結局、既に撤去に着手している施設を除き、賠償撤去は実質的に中止されるに至った。その後、日本政府の申し入れにより、対日平和条約の発効をもって、すべての賠償施設について賠償のための管理保全が解除された。

本項目では、このような賠償施設の撤去開始から中止に至るまでの経緯を示す関係文書を採録している。

（採録文書数50文書）

五 「マッカーサー・ライン」をめぐる漁業問題

終戦直後、指令第一号により全ての日本船舶の航行が制限されたが、漁船操業については段階的に制限が緩和・拡張され、昭和二〇年一月、GHQにより日本漁船の操業区域（いわゆる「マッカーサー・ラ

イン」が設定された。その後二年六月には、従来の漁区が約二倍に拡張となり、二四年九月にはさらに拡張が許可され、東方のまぐろ漁場についてはほぼ戦前の範囲を航行できるようになった。また、二五年五月には漁業船団を派遣しての母船式まぐろ漁業の赤道水域までの操業が認可された。なお、マッカーサー・ラインは、日本側の要望もあり、サンフランシスコ平和条約発効の直前（二七年四月二五日）に撤廃された。

本項目では、マッカーサー・ラインをめぐる漁業問題に関する関係文書を採録している。

（採録文書数18文書）

六 極東国際軍事裁判開廷までの対応

昭和二〇年九月一日、GHQは東条英機を逮捕するとの発表を行い、同日さらに東郷茂徳ほか三八名を逮捕すると発表した。九月十三日、重光外相はサザランド参謀長に面会し、戦争犯罪容疑者は日本側において裁判に付し処罰する意向を申し入れたが、GHQ側の容認するところとはならなかった。その後も、二月から二月にかけて、松岡洋右、広田弘毅、近衛文磨ら七〇名以上の逮捕指令が出された。

日本側では一二月、連合国側の要求に応じ、戦犯問題の資料を提供して意思疎通を図るため、外務省内に法務審議室を設置した。同室内には外務省、第一、第二復員省、司法省の総務局長クラスで構成される委員会が設けられ、戦犯問題の対応につき連絡・打合せが行われた

(法務審議室は翌二一年一月に終戦連絡中央事務局の戦犯調査室に改編され、委員会も戦争裁判連絡委員会と改称)。

マッカーサーは二一年一月一九日、極東国際軍事裁判所の設置命令を発した。同裁判所は東京に置かれ、極東における重大戦争犯罪人に對して、平和に對する罪、通常の戦争犯罪、人道に関する罪の裁判を管轄するものとされた。極東国際軍事裁判は二一年五月三日に開廷するが、外務省は五月一日、外交問題に関する審理において外務省の正當な立場を明らかにするため、戦犯裁判研究委員会を設置し、訴因ごとに研究を行うこととした。

本項目では、極東国際軍事裁判が開廷されるまでの日本側対応ぶりを中心に、関係文書を採録している。

(採録文書数25文書)

七 邦人の引揚げ問題

本項目では、在外各地からの邦人の引揚げ問題に関し、日本政府とGHQとの交渉を中心に、現地の情勢に関する報告や、抑留・徴用への日本政府の対応振りに関する文書などを含め、四つの小項目を設定して関係文書を採録している。

1 一般問題

本小項目では、全般的な引揚げ方針に関するGHQとのやりとりを中心に関係文書を採録する。また、米軍の進駐に伴う朝鮮南部の状況、

朝鮮人および台湾人の帰還問題に関する文書も本小項目で採録している。

昭和二〇年八月一日、日本政府はポツダム宣言の受諾を連合国へ通報したが、これに伴い、海外に滞在する邦人に終戦を周知することが急務となった。終戦の詔書が渙発されると、外務省は直ちに各在外公館へ詔書を通報し、その趣旨を体して行動を十分自重するよう命じ、あわせて在留邦人へもこの趣旨を十分説明して自重を促すよう訓令した。また外務省は詔書を英訳し、赤十字国際委員会に依頼して、敵国ないし断交国に残留する邦人に対する周知を試みた。

在外日本国軍隊の復員について日本側は八月三十一日、連合国最高司令官総司令部に覚書を提出し、兵員数が多く、しかも広範な地域に分布していること、治安不良の地域があること、輸送力の不足が著しいことなどから、連合国の理解と積極的援助を求め、兵力の輸送順位については、給養の逼迫した地域と傷病者を優先するよう要望して、総司令部の原則的な了解を得た。

在外邦人の引揚げについては八月三十一日の終戦処理会議において、できる限り現地での共存に努力することを第一義とし、やむを得ず引揚げ者には便宜を与えて速やかに引揚げの方途を講じることを決定した。また九月五日の閣議で、軍隊および居留民の帰還輸送に対しては、現有稼動船腹の相当数を充当し、連合国の協力も求めることとし、居留民の輸送順序は、各地の治安・気候・自活等の諸条件を勘案し、まずは満州・朝鮮および中国方面を優先的に処理すると決定した。

日本政府は九月二九日に日本軍隊および居留民の引揚げ実施要領案をGHQに提出し、その後GHQは一〇月一六日、日本人の引揚げに関する基本指令を発出した。この指令では、軍隊の移動を第一優先とし、民間人の移動は第二優先とされた。これに対し日本政府は同二五日、民間人であっても傷病者や老幼婦女子などは、軍隊の引揚げ完了まで現地に留めれば一層の困窮を加えることとなるので、優先的帰還につき配慮してほしいと要望した。GHQは二九日、指令は軍事上の必要に基づくものであるから原則は変更しがたいとしつつも、連合国側の現地司令官が地方的事情に応じて措置することは妨げないと回答した。日本側は、この旨を中国等に駐在する外交官に伝達し、現地での善処を訓令した。

引揚げ者に対する内地受入れについてGHQは、一〇月一五日付け指令をもって、指定港に受入事務所を設置するよう指令した。これを受けて日本側は、復員軍人、一般引揚げ邦人、帰国外国人に関する一般的措置は、厚生省が主管し関係各省がこれに協力することとし、指定港に地方引揚援護局およびその出張所を設置して、出入港における保護、収容、検疫、食料・物資の供与等の業務を行うこととした。

各地からの引揚げはその後、ソ連軍の占領地域を除いて漸次進捗し、昭和二年七月末には、ソ連軍の占領地域を除く各地域からの引揚げはほぼ完了する見込みとなり、これを受けて地方引揚援護局は順次廃止されることとなった。昭和二四年七月時点での統計では、軍人については約三〇一万人が帰還し、未帰還者のほとんどがソ連地区に

残されていた。また一般邦人は、約三一四万人が帰還した。

昭和二七年三月一八日、日本政府はサンフランシスコ平和条約の発効を目前に控え、従来はGHQの基本指令に基づいて処理してきた海外からの邦人引揚げについて、GHQ指令が平和条約発効に伴って失効しても、政府は従前の例に倣い、その輸送と受入れ援護等の措置に万全を期する旨を閣議決定した。また外務省は同年七月一日、南方地域や台湾には自己の意志に基づいて残留した邦人が相当数いることから、これら残留者で正式な残留許可を取り付けていない者に対しては、当該国の対日感情や国内法との関係を十分に勘案しつつ、漸次正式残留の許可を得るべく斡旋していく方針とし、関係公館へその旨を訓令した。

（採録文書数97文書）

2 ソ連軍占領地域

ソ連軍が占領した満州および朝鮮半島北部では、昭和二〇年八月下旬以降、日本軍の武装解除や従来行政・警察機関の機能喪失によって治安悪化が深刻となった。ソ連は「日本のポツダム宣言受諾と同時に朝鮮における日本の統治権は消滅した」との解釈によって、朝鮮総督府の行政権を朝鮮民族執行委員会へ引渡すよう命じ、行政機関の日本人官吏や警察官を多数抑留した。

日本政府は朝鮮北部の事態改善をGHQへ要請するとともに、利益保護国であるスウェーデンを通じて、ソ連政府に対し、ソ連軍占領地

域における一般邦人保護や邦人官吏・警察官の抑留解除を要請した。しかしソ連は九月八日、「日本の降伏により日本の国際的地位は完全に変更したので、ソ連における日本の利益保護に関する問題は根拠を失った」との見解を示して、スウェーデンの仲介を受け付けず、これを受けてスウェーデン政府も利益保護事務は終了した旨を日本に回答した。

九月一三日、重光外相はサザランド参謀長に面会し、人道的見地より邦人保護・引揚げについてソ連当局への斡旋を要請した。しかしGHQを通じた日本側申入れに対してソ連は回答をせず、GHQも好意的態度は示したが、単に取り次ぎのみで影響力を及ぼすことは困難との立場であった。また日本政府は現地ソ連官憲と折衝するため、亀山一二参事官の平壤派遣をGHQへ要請したが、ソ連が応じず、派遣は認められなかった。

昭和二年四月末にソ連軍が全満州から撤退し、重慶政権と中国共產党の両軍が抗争しながら満州へ進出すると、五月以降、重慶政権軍の勢力下（瀋陽、長春地区）では還送業務が開始された（一〇月完了）。また同年二月一九日、米ソ間に、ソ連地区引揚げに関する協定が成立し、一二月以降、ソ連地区からの引揚げが開始された。しかし、冬季の中断や米ソ対立の影響もあって帰還事業は順調には進まなかった。その間、日本政府はGHQ、国際赤十字委員会、ローマ法王庁など、様々なルートを通じて帰還促進を模索したが、昭和二四年末に至っても相当数の邦人が未帰還のままとなっていた。

昭和二五年四月二二日、タス通信がソ連地区からの送還業務の完了を突如報道すると、日本政府はこれを反駁する声明を発表し、ソ連政府に生存残留者の引揚げ促進を求めるとともに、ソ連領土内での邦人抑留者の死亡情報につき正式回答を求めた。その後、対日講和が進むと、日本政府は昭和二六年六月一九日、国連総会議長宛吉田外相書簡をもって、未帰還邦人の帰還促進につき国連の斡旋を要請した。しかし、昭和二六年九月に調印されたサンフランシスコ平和条約にソ連が署名しなかったため、ソ連地区の未帰還邦人帰還問題は講和後も引き続き懸案事項となった。

本小項目では、これらソ連軍が占領した地域（満州・北緯三八度以北の朝鮮）における邦人の引揚げに関する文書を採録している。なお、項目末尾に参考として「満洲国の終焉と在満邦人の状況」を収録した。

（採録文書数86文書）

3 中国

本小項目では、満州を除く中国における邦人の引揚げに関する文書を採録している。

日本がボツダム宣言を受諾すると、中国では重慶政権と中国共産党の両軍が相競って日本の勢力圏内に進駐し、各個に武装解除を要求する事態となった。日本政府は八月二〇日、連合国最高司令官総司令部に対し「日本はボツダム宣言履行の意志はあるが、作戦行動停止後の中国情勢に鑑み、秩序維持・一般民衆保護のため日本軍は適宜の措置

をとる意向である」と通報した。

八月二一日、湖南省芷江で重慶政権側と会談した今井支那派遣軍総参謀副長は、先方から岡村同軍総司令官宛の「備忘録第一号」を手交された。この命令書には、中国戦区、台湾および北部仏印の日本軍人・官民すべての還送と善後処理の責任者を岡村とすること、蒋介石あるいは何応欽の指定する部隊以外に日本軍は投降せず、武装解除を受けなければならないこと、重慶政権の責任者が到着するまでは日本軍は原駐地の治安を維持すべきことなどが指示されていた。

外務省では八月二九日、管理局が方針案「在支居留民利益保全対策ノ件」を作成し、「居留民はなるべく中国に帰化するよう取計うこと」、「現地本邦系事業は賠償の一部として中国側が接收後、本邦人企業者および従業員等はこれをそのまま中国側で使働するよう取計うこと」との方針を策定した。

重光外相は九月一日、南京の谷大使へ訓令電報を発し、近く予定される岡村・何応欽会談において、在留邦人を差別待遇せず定住させること（「帰化」は省内に反対があり訓令から削除された）、総領事館等の存続を認めること、日本資本の事業を賠償の一部とし、本邦人の技術・経営技能を活用することなどに付き、中国側の了解を取り付けるよう措置を命じた。

本省の現地定住方針に対しては、中国各地在勤の外交官から、資金、住宅、食糧、治安などの観点から定住困難者が多数に上る見込みが具申された。本省側は九月三日、現地事情は十分了解するが、長年の地

盤を有する者や技術を有する者は可及的定住を切望すると回電した。

一方で南京では、九月四日に大使館と軍が協議した結果、岡村司令官から何応欽総司令宛での覚書をもって在留邦人の定住や総領事館等の存続を要請することとしたが、中国側から「日本側の苦衷は了解するが、正式書面による要望提出は中国側の立場を困難にし、かえって日本側のためにならない」との内意が示されたため、覚書の提出を見合わせることにした。

九月九日、南京で岡村・何応欽間に降伏文書が調印され、翌一〇日には岡村・何応欽会談が実施された。同会談で何応欽は、技術者の残留については中国側の命に従えば問題ないと答えた。またその後の折衝において中国側は、領事館等を正式に承認することはできないが、外部に然るべき説明が付くのであれば従来どおりの機構を保持して差し支えないと回答した。

邦人の還送事業は一月から始まり、翌二一年六月末までに中国からの計画輸送は完了となった。ただし、中国には技術者を中心に多くの残留者があった。昭和二年四月段階での中国残留邦人は、中国本土約八〇〇〇名、台湾約四〇〇〇名と推定され、それらの大部分は技術者としての留用で、そのほかに約一〇〇〇名の戦犯容疑者が残留するとされた。

なお、南京の日本大使館は昭和二〇年一〇月二二日、外交部によって接收されたが、これに先立つ一〇月一九、二〇の両日、宋子文行政院長と会談した堀内干城臨時代理大使（谷大使の活動は中国側に認め

られなかった）は、接収された日本人経営工場の再開が中国の経済復興にとって有益であるとの意見を示した。その後、堀内は大使館閉鎖後も上海に留まり、技術者を中心とする残留邦人の保護と将来の日中関係に向けた基礎作りのため、中国側との折衝に当たり、昭和三年末、中国の内争が激しさを増す中、主立った居留民と共に日本へ引揚げた。

（採録文書数103文書）

4 南方地域

昭和二〇年九月二日にGHQが発出した一般命令第一号では、東南アジア・太平洋地域の降伏は、以下のとおりと定められ、それに基づいて各地域で降伏文書が調印された。

○アンダマン諸島、ニコバル諸島、ビルマ、タイ国、北緯16度以南の仏印、マレー、スマトラ、ジャワ、アラフラ海の諸島、セレベス諸島、蘭領ニューギニアなど↓東南アジア軍司令部最高司令官

○ボルネオ、英領ニューギニア、ビスマルク諸島、ソロモン諸島↓豪洲陸軍最高司令官

○日本国委任統治諸島、小笠原諸島及他の太平洋諸島↓合衆国太平洋艦隊最高司令官

○フィリピン↓合衆国太平洋陸軍部隊最高司令官

終戦直後の動向としては、タイにおいて九月八日に連合軍の命令が発せられ、その中で日本人居留民は軍人軍属とは別に抑留される旨の指示があり、また九月一日にはタイ政府から大使館機能の即時停止が通知された。仏領インドシナでは九月中旬、現地公館の検討で、在留邦人に対しては引揚げを原則としつつも、軍進駐以前から在留する邦人などには残留を積極的に勧告すべきとの指導原則が立案された。一方、北部仏印では政治情勢が緊迫化したため、ハノイの小長谷総領事は九月二三日、近い将来に海防へ引揚げ船を回航するよう要請したが、外務本省は輸送船の不足から相当期間の待機を要する旨回訓した。

昭和二十一年一月から二月にかけてタイ・ビルマを除く南方地域を視察した沼田南方軍総参謀長は、帰還準備が進捗しつつあった三月三日、南方各地における一般邦人の残留希望者が少なくない点を指摘し、希望者の残留実現に向けた政府の尽力を要請した。

その後、一般邦人の引揚げが進む中で、東南アジア地域で特に問題となったのは、イギリス軍など連合国軍の管下で降伏した日本軍部隊が作業隊として徴用され、帰還が遅れていたことであった。日本政府はGHQを通じて帰還の促進を要請し、昭和二十二年七月一日、英国側から同年末までに帰還を完了する旨が通報された。

本小項目では、これら南方地域における邦人の引揚げに関する文書を採録している。なお、項目末尾に参考として「終戦前後に於ける南洋群島概況」を収録した。

（採録文書数34文書）

三、使用記録

A.1.001「ポツダム宣言受諾関係一件」第三卷

A.1.001-1「ポツダム宣言受諾関係一件 詔書、降伏文書へ署名、枢密院その他国内手続き関係」第一、二卷

A.1.001-2「ポツダム宣言受諾関係一件 善後措置及び各地状況関係」第一～九卷

A.1.001-2-1「ポツダム宣言受諾関係一件 善後措置及び各地状況関係 連合国人俘虜及び被抑留者関係（中立国を含む）」

A.1.001-2-2「ポツダム宣言受諾関係一件 善後措置及び各地状況関係 本邦人俘虜及び被抑留者関係」

A.1.001-3「ポツダム宣言受諾関係一件 各国間利益保護引き受け問題」第一卷

A.1.001-4「ポツダム宣言受諾関係一件 在外公館の閉鎖、接收及び財産文書の処理引き渡し並びに在本邦中立国代表との接触停止関係」

第一～四卷

A.1.001-4-1「ポツダム宣言受諾関係一件 在外公館の閉鎖、接收及び財産文書の処理引き渡し並びに在本邦中立国代表との接触停止関係 在外公館員の動静、安否及び引き揚げ関係」第一、二卷

A.1.001-4-3「ポツダム宣言受諾関係一件 在外公館の閉鎖、接收及び財産文書の処理引き渡し並びに在本邦中立国代表との接触停止関係 在ダブリン総領事館関係」

A.1.001-5「ポツダム宣言受諾関係一件 輿論並びに新聞報道及び論調」

A.1.002「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件」第一卷

A.1.002-1「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 軍政関係」第一～三、五卷

A.1.002-1-5「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 軍政関係 ロイヤル陸軍長官来訪関係」

A.1.002-2「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連合軍との間の来往信綴」第一～一八、二〇～二二、二四～三三、三五～三八、四〇～四八、五〇、五二、五三、五五、五九、六二、九一、一一〇、一一一、一一三、一一四、一一七卷

A.1.002-3「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連合軍側と日本側との連絡関係」第一、二卷

A.1.002-3-2「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連合軍側と日本側との連絡関係 会談集」第一、二卷

A.1.002-3-4「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連合軍側と日本側との連絡関係 連合国最高司令官及び幕僚と本邦首相並びに各省要人との会談要録並びに往復書簡関係」

A.1.002-3-5「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連合軍側と日本側との連絡関係 第8軍軍政部首脳者と横浜連絡調整事務局長との会談録」第一、四卷

A.1.002-4「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 「日本占領及び管

- 理重要文書集」録」第一、二巻
- A.1.00.25 「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 朝海終連総務部長の報告書集録」
- A.1.00.13 「太平洋戦争終結による本邦外交権の停止及び回復に至る経緯」
- A.1.00.16 「本邦の対外政策関係雑件」第二巻
- A.3.00.2 「帝国憲法改正関係一件」第一、三巻
- A.3.00.2.1 「帝国憲法改正関係一件 憲法改正草案要綱関係」
- A.3.00.2.2 「帝国憲法改正関係一件 研究資料」第二巻
- A.3.00.3 「日本国憲法関係一件」
- A.3.00.4 「本邦内政並びに国情」第一巻
- A.3.00.6 「旧日本外地状況雑件」第一巻
- A.7.1.05 「朝鮮動乱関係一件」第二巻
- A.7.1.05.1 「朝鮮動乱関係一件 各国の態度及び世論、新聞論調」
- A.7.2.01.1 「第二次世界大戦関係雑件 戦後処理問題に関する米英仏等外相会議関係」
- B.1.1.01 「極東委員会関係一件」第一巻
- B.1.1.03 「連合国の対日管理機構及び政策関係雑件」第一、二巻
- B.3.1.1.1 「占領下の対日賠償関係」
- B.3.1.1.1.1 「占領下の対日賠償関係 連合国及び司令部要人との折衝会談関係」
- B.3.1.1.2 「占領下の対日賠償関係 司令部の命令、指令、指示事項」
- B.3.1.1.3 「占領下の対日賠償関係 ポーレー大使来朝関係」
- B.3.1.1.6 「占領下の対日賠償関係 マッコイ声明関係」
- B.3.1.1.7 「占領下の対日賠償関係 調書集」第一巻
- B.3.1.1.8 「占領下の対日賠償関係 賠償協議会関係」
- B.3.1.1.9 「占領下の対日賠償関係 生産物賠償問題関係」
- B.3.1.1.10 「占領下の対日賠償関係 各国の態度及び論調」
- B.3.1.1.2 「対日中間賠償実施関係」
- B.3.1.1.2.1 「対日中間賠償実施関係 物資及び工場の調査、評価関係」
- B.3.1.1.2.2 「対日中間賠償実施関係 物資及び工場の指定関係」第一巻
- B.3.1.1.2.3 「対日中間賠償実施関係 除外申請関係（その他の申請も含む）」
- B.3.1.1.2.4 「対日中間賠償実施関係 保全、維持管理関係」
- B.3.1.1.2.7 「対日中間賠償実施関係 賠償工場及び物資解除関係」
- B.3.1.1.2.9 「対日中間賠償実施関係 参考文献（他省庁その他）」第一巻
- B.4.00.1.4 「対日平和条約関係 ダレス離日より第2次交渉までの過程」
- B.4.00.1.5 「対日平和条約関係 第2次ダレス来訪関係（第2次交渉）」
- B.4.1.01.11 「対日講和に関する本邦の準備対策関係一件 米側へ提出資料（英文）」第一巻
- B.4.1.1.2 「日本国との平和条約関係一件」第三巻

- B.4.1.2-2.1「日本国との平和条約関係一件 諸外国批准関係 米国
6部」
- C.2.0.1「終戦に伴う本邦軍事処理関係雑件」
- D.1.3.0.1「本邦戦争犯罪人関係雑件」第一、二卷
- D.1.3.0.2「本邦戦犯裁判関係雑件」第一卷
- D.1.3.1.1「極東国際軍事裁判関係一件」
- D.1.3.1.2.4「極東国際軍事裁判関係一件 本省、連調における裁判事務関係」
- E.1.0.0.1「本邦経済関係」第一卷
- E.1.0.0.4「本邦の経済問題に関し総司令部と主管大臣及び係官との会
談要旨集」
- E.1.0.0.7「対日経済管理基本政策関係雑件」
- E.1.0.0.7-2「対日経済管理基本政策関係雑件 経済安定計画指令と諸
原則」
- E.1.0.0.1.1「本邦重要物資在庫緊急調査令関係一件(隠匿物資摘発含
む)」
- E.1.0.0.1.3「本邦経済復興計画関係雑件(委員会等を含む)」
- E.1.0.0.1.4「極東委員会科学技術調査団視察一件」第一卷
- E.1.0.0.1.5「本邦食糧問題関係雑件」
- E.1.3.2.2.2「本邦漁業関係雑件 占領下における本邦漁船の操業区域
(マッカーサーライン) 関係」
- E.2.0.0.1-1「本邦対外経済関係 経済外交政策関係」
- E.2.0.0.9「管理貿易関係雑件」第一卷
- E.2.0.0.9.5「管理貿易関係雑件 為替関係」
- E.2.0.0.9.7「管理貿易関係雑件 輸出入計画申請実施関係」第二卷
- E.2.0.0.9.7-2.2「管理貿易関係雑件 輸出入計画申請実施関係 輸出入
申請関係 輸出促進関係」
- I.6.2.0.6「ラ・ラ(アジア救済連盟) 関係雑集」
- K.7.1.0.1「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係」第一、四卷
- K.7.1.0.1.1「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係 国内受入
体制の整備関係」
- K.7.1.0.1.1-1「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係 国内受
入体制の整備関係 各地受入機関」第一卷
- K.7.1.0.1.1-2「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係 国内受
入体制の整備関係 地方世話部関係(軍人・軍属に関するもの)」
- K.7.1.0.1.1-5「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係 国内受
入体制の整備関係 輸送関係」第一卷
- K.7.1.0.1-2「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係 在外各地
状況及び善後措置関係」第一、三、五卷
- K.7.1.0.1-2.1「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係 在外各
地状況及び善後措置関係 日本軍隊撤収関係」
- K.7.1.0.1-2.5「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係 在外各
地状況及び善後措置関係 中国各地の状況」第一、四卷
- K.7.1.0.1-7「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係 総司令部

との来往信綴]

K.7.1.0.20 「引揚に伴う在外公館等借入金関係」第二卷

K.7.1.0.20-22 「引揚に伴う在外公館等借入金関係 GHQとの交渉関係」

K.7.1.0.27 「引揚者の再渡航関係」第二卷

K.7.1.1.1 「未引揚邦人調査関係」第一卷

K.7.1.2.1 「ソ連地区邦人引揚関係（中共地区を含む）」第一～三卷

K.7.1.2.9 「対日理事会におけるソ連地区引揚問題討議関係」

K.7.1.2.25 「国際赤十字に於ける引揚促進決議関係」

K.7.1.4.1-1 「国連総会における捕虜問題審議関係一件 第五総会関係」

第一卷

K.7.2.0.1-1 「太平洋戦争終結による旧日本国籍人の保護引揚関係雑件
朝鮮人関係」第二卷

K.7.2.0.1-2 「太平洋戦争終結による旧日本国籍人の保護引揚関係雑件
台湾人関係」

L.2.1.0.1-1 「本邦における外国人謁見及び記帳関係雑件 米国人の部」
第一卷

M.1.3.2.2 「本邦在外事務所設置に関する連合国最高司令部との交渉関係一件」第一、二卷